

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	総合政策部
監 査 の 種 類	令和5年度 定期監査（5 監第96号 令和6年3月28日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和6年6月13日

指摘一覧		措置通知日
是正改善を要する事項		
財産管理事務 郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。		令和6年 6月13日

是正改善を要する事項	措置した内容等
財産管理事務 郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。 ※ 郵便切手等については、市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理しなければならないが、監査実施時点（令和6年1月5日）において、一般会計及び他団体から受入れたレターパックの受払いについて同一の郵便切手等管理簿により整理されていた。 （創生推進課）	〔指摘事項が発生した原因〕 本市への移住に関する相談・支援業務については、市も構成員となっている団体を中心に行っております。 本件については、当該団体から移住希望者に送付する資料のうち、市作成分の送付に係るレターパックを当該団体から預かっていましたが、市財務規則第268条の規定の認識不足により、同一の郵便切手等管理簿（レターパック受払簿）において、整理されていたものです。 〔措置した内容〕 指摘を踏まえ、速やかに会計別に整理いたしました。 また、受払いの都度、庶務担当職員と係長など、複数人で受払いの事実を確認することで管理を徹底しており、今後は同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努めてまいります。

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	農業委員会事務局
監査の種類	令和5年度 定期監査（5監第96号 令和6年3月28日報告）
措置を講じた者	いわき市農業委員会会長
通知を受けた日	令和6年6月7日

指摘一覧		措置通知日
是正改善を要する事項		
契約事務 地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した契約事務において、予定価格を定めていない例が認められた。		令和6年 6月7日

是正改善を要する事項	措置した内容等
契約事務 地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した契約事務において、予定価格を定めていない例が認められた。 ※ 地方自治法施行令第167条の2第1項各号を適用して、随意契約の方法により契約を締結する場合は、市財務規則第128条の3の規定により、同規則第117条の規定に準じ予定価格を決定しなければならないが、バス借上げに係る契約について、予定価格を定めていなかった。	〔指摘事項が発生した原因〕 当局において、予定価格の設定について認識不足のまま事務処理・決裁を行っていたものです。 〔措置した内容〕 令和6年5月24日に実施した局内会議において、契約課作成の「随意契約に関する事務執行のための指針」を用い、予定価格の設定を含め、契約事務の適正な手順・処理を確認しました。今後は、担当者から決裁権者まで、契約事務の事務処理・決裁時に改めて同指針を確認することをルール化し、再発防止に努めてまいります。